

通帳レス口座特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) 通帳レス口座は、個人のお客様（以下「預金者」といいます。）専用の通帳を発行しない普通預金口座、総合口座（定期預金を含む）をいい、この特約は通帳レス口座を利用するにあたり適用される事項を定めます。
- (2) この特約に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、定期預金規定、きたぎんキャッシュカード規定、きたぎんネットダイレクト利用規定によるほか、その他諸規定により適用されます。
なお、関連規定とこの特約とで相違が生じる場合には、この特約が優先して適用されるものとします。

2. (通帳レス口座の選択)

普通預金口座および総合口座定期預金口座の利用にあたって、預金者は通帳レス口座と通帳を発行する口座（以下「有通帳口座」といいます。）のいずれかの形態を選択するものとします。また、通帳の発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することが出来るものとします。

3. (利用条件)

- (1) 通帳レス口座の利用には、当該口座について、キャッシュカードの発行のほか、「Wallet+」アプリ（以下「Wallet+」といいます。）ならびに個人向けインターネットバンキング「きたぎんネットダイレクト」（以下「ネットダイレクト」といいます。）の利用口座の登録を行うことが条件となります。
- (2) 通帳レス口座に関し、キャッシュカードの廃止を行う場合は、後記6. に定める有通帳口座への切替えが必要となります。

4. (取引履歴の照会)

通帳レス口座の取引履歴は、Wallet+またはネットダイレクトにて預金者自身が照会することとします。この場合、定期的な取引明細の送付等はいりません。

5. (有通帳から通帳レス口座への切替)

- (1) 有通帳口座は、当行本支店の窓口または当行ホームページより通帳レス口座へ切替えることができます。切替え手続き完了後は、当該口座の通帳はご利用いただけなくなります。切替え後に発生する当該明細は、Wallet+またはネットダイレクトにてご確認ください。
- (2) 窓口にて有通帳口座を通帳レス口座に切替える場合、当行所定の申込書に記名、届出の印章を押印し、通帳およびご本人様を確認できる当行所定の本人確認書類とともに提出してください。切替え時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、通帳に記帳したうえで通帳レス口座に切替えします。
- (3) 当行ホームページより有通帳口座を通帳レス口座に切替える場合、切替え時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、切替え後に記帳することはできません。ネットダイレクト等でもご契約状況により確認できないことがあります。ネットダイレクト等で確認できない入出金明細は窓口における当行所定の手続きにより確認することができます。この場合は、当行所定の手数料をいただきます。

- (4) 総合口座定期預金取引がある場合は、普通預金とともに通帳レス口座の定期預金に同時切替えとなります。
- (5) 前4項にかかわらず、次の場合は通帳レス口座への切替えはできません。
 - ① 切替え希望口座の通帳、キャッシュカード、印章の何れかについて喪失の届出がある場合
 - ② 切替え希望口座に関し、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された旨の届け出がされている場合
 - ③ マル優（マル優限度額）等、特殊口座の場合
 - ④ その他当行が通帳レス口座の利用を不適当と認める場合

6.（通帳レス口座から有通帳口座への切替）

- (1) 通帳レス口座は、当行所定の申込書に記名、届出の印章を押印し、キャッシュカードおよびご本人様を確認できる当行所定の確認書類とともに、当行本支店の窓口に出示することにより、有通帳口座へ切替えることができます。
- (2) 総合口座定期預金取引がある場合は、普通預金とともに有通帳に同時切替えとなります。
- (3) 有通帳口座への切替えにあたっては、当行所定の手数料をいただきます。手数料は関連規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書等の提出なしで当行所定の方法により切替え対象の普通預金口座から引落しできるものとします。

7.（お取引の方法）

- (1) 通帳レス口座は、原則次の方法でお取引いただきます。
 - ① ネットダイレクト
 - ② 当行または当行と提携している金融機関等の現金自動預金払機（以下「ATM等」といいます。）
- (2) 次の場合は当行本支店の窓口でお取引いただけます。
その場合、キャッシュカード、届出の印章およびご本人様を確認できる当行所定の本人確認書類をご持参のうえ、お申し出ください。
 - ① 故障、システム障害等によりネットダイレクト、ATM等での取引ができない場合
 - ② ネットダイレクト、ATM等で取扱できない取引をする場合
 - ③ その他当行が当行本支店の窓口での取扱いが必要と認めた場合
- (3) 預金の預入を当行本支店の窓口で行うときは、当行所定の書類に記入して、この預金のキャッシュカードとともに提出してください。キャッシュカードの提出がない場合、当行がやむをえない事情があると判断した場合を除き、当行所定の振込手数料をいただきます。
- (4) 預金の払戻または定期預金の解約、書替継続を当行本支店の窓口で行うときは、当行所定の払戻請求書に記名および届出の印章により押印して、この預金口座のキャッシュカードおよびご本人様を確認できる当行所定の本人確認書類を提出してください。この場合、当行がやむをえない事情があると判断した場合を除き、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(5) 預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合には、当該預金規定等に定める通帳に代えて、キャッシュカードおよびご本人様を確認できる当行所定の本人確認書類を提出してください。

(6) 通帳レス口座の場合、通帳が必要となるATM等でのお取引はお取り扱いできません。

8. (通帳レス口座の解約)

通帳レス口座の解約は、当行本支店の窓口で受付けます。その場合、当行所定の解約請求書に記名および届出の印章により押印して、この預金口座のキャッシュカードおよびご本人様を確認できる当行所定の確認書類を提出してください。この場合、当行がやむをえない事情があると判断した場合を除き、この確認ができるまでは解約は行いません。

9. (成年後見人等の届出)

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始され、当行にその旨の届け出がされた場合には、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えの手続きを行ってください。

10. (通帳レス口座に関する通知)

通帳レス口座に関する通知、交付または送付する書類については、窓口での交付、届出の氏名、住所にあてて郵送することに代えて、契約者が登録した電子メールアドレスに電子メールを送信することをもって、契約者に通知する場合があります。

11. (準用)

この特約に係る取引のうち、窓口で行うものは、「盗難された通帳等を用いた預金の払戻による被害の補てんならびに本人確認の取扱いに関する特約」および「重大な過失または過失となりうる場合」を準用するものとし、文章中「通帳等」とあるのは、「キャッシュカード」と読み替えるものとします。

12. (特約の変更等)

(1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2026年6月1日現在)